

第2回及び第3回における論点

1 精神障害の業務上外の判断枠組みについての具体的な論点

- ① 「業務以外の心理的負荷」の程度及び「個体側要因」の程度を判断することとなっているが、これらについては被災者のプライバシーを完全に把握しなければ、適正な判断はできないのではないか。
- ② 「ストレス－脆弱性理論」によれば、「業務による強い心理的負荷」が認められる場合、さらに「業務以外の心理的負荷」や「個体側要因」を判断しなくとも、業務との相当因果関係の存在は肯定できるのではないか。
- ③ 「業務以外の心理的負荷」や「個体側要因」の関与は、業務外と判断した場合の補足的な理由として位置づけることで足りるのではないか。

現行判断指針では、「ストレス－脆弱性理論」に基づきつつ、業務上外の判断の手順として、①「業務による心理的負荷」の程度をいったん判断した上で、その程度に関わりなく、②「業務以外の心理的負荷」の程度及び③「個体側要因」の程度を判断し、それらを総合的に判断している。

判断指針上の要件としては、「業務による強い心理的負荷が認められること」及び「業務以外の心理的負荷及び個体側要因により発病したとは認められないこと」となっている。

- ④ 「出来事」及び「出来事後の状況が持続する程度」を個々に評価する現行の認定手法は複雑であるとともに、精神医学に関する知識に基づく判断が必要なため、すべての事案について精神部会の協議を経て認定することとなっているが、認定方法を工夫することにより、一般的な事案については、このような協議を簡略化して認定することが可能となるのではないか。
- 例えば、「出来事」ごとに一般に起こる「出来事後の状況」をあらかじめ具体的に盛り込んで評価に反映させた新たな評価表を策定することにより、より迅速で合理性の高い評価ができるのではないか。

現行判断指針では、「業務による心理的負荷」の強度の評価に当たって、①評価表にある出来事への当てはめ、②当該具体的な「出来事」の心理的負荷の強度の判断及び③「出来事後の状況が持続する程度」の評価を順次行い、これらの組み合わせにより判断することとしている。

ただし、「特別な出来事等」が認められる場合には、上記にかかわらず総合評価を「強」としている。

- ⑤ 例えば対人関係のトラブルのように、1回の出来事の心理的負荷が弱いものであったとしても、一定期間反復継続することによって強い心理的負荷と評価できるものもあるが、このような場合についても、「出来事」及び「出来事後の状況が持続する程度」を個々に評価するのは、適正な評価が難しいのではないか。
- ⑥ その他、精神障害の業務上外の判断枠組みについて検討すべき事項はないか。

2 業務による心理的負荷の評価基準の明確化についての具体的な論点 (特に明確化が必要と考えられる事項)

① 複数の出来事が存在する事案について、総体としての心理的負荷の程度を強度のものと評価する場合の考え方を具体的に示すことはできないか。

例えば、

- ・ 中程度の心理的負荷の出来事が2つ（以上）認められた場合は、単純に、強度の心理的負荷があったと評価することができるか。
- ・ 特定の出来事の組み合わせについて、心理的負荷を強度のものと評価するものとし、出来事の組み合わせを示すことができるか。
- ・ また、複数の出来事について心理的負荷の総体を評価するにあたり、出来事の発生時期の近接性を考慮に入れる必要はないか。

複数の出来事が認められる場合には、その各々の心理的負荷の強度の総体が「業務による強い心理的負荷」といえるか否かについて、各々の出来事の発症時期、当該出来事の持続、改善の状況等と精神障害発病の関係について個々の事案に即して総合的に検討することとするとしている。（平成 11 年補償課長名事務連絡）

② 労働時間数が精神障害の発症に及ぼす影響を、具体的に示すことはできないか。

- ・ 現行判断指針が、労働時間の程度のみを要件として強い心理的負荷の存在を肯定するものとして示している「極度の長時間労働、例えば、数週間にわたり生理的に必要な最小限度の睡眠時間を確保できないほどの長時間労働」について、評価期間や時間数を示すなどより具体的に示すことはできないか。

現行判断指針では、「極度の長時間労働」はそれ自体がうつ病等の発症原因となるおそれのあることを示しているが、その時間数の目安は示していない。

「出来事」の強度を修正し、また、「出来事後の状況の持続する程度」を「特に過重」と判断することができる「恒常的な長時間労働」については、1 か月当たりおおむね 100 時間程度の時間外労働である旨を示している。（平成 20 年職業病認定対策室長事務連絡）

- ③ その他、業務による心理的負荷の評価基準の明確化について検討すべき事項はないか。